

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 聴聞

第 1 節 主宰者の指名（第 3 条）

第 2 節 代理人、参加人及び補佐人（第 4 条—第 6 条）

第 3 節 聴聞の進行（第 7 条—第 12 条）

第 4 節 聴聞調書等（第 13 条—第 15 条）

第 3 章 弁明の機会の付与（第 16 条—第 21 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項及び伊勢広域環境組合行政手続条例（平成 25 年伊勢広域環境組合条例第 7 号以下「条例」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき、伊勢広域環境組合（以下「組合」という。）の管理者（以下「管理者」という。）が行う聴聞及び弁明の機会の付与に係る法第 3 章第 2 節及び第 3 節並びに条例第 3 章第 2 節及び第 3 節の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

2 聴聞及び弁明の機会の付与に関する手續に関し、この規則に規定する事項について、法令、条例又は他の組合規則に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この規則において、「当事者」とは、法第 15 条第 1 項若しくは条例第 14 条第 1 項又は法第 30 条若しくは条例第 27 条の通知を受けた者（法第 15 条第 3 項後段及び条例第 14 条第 3 項後段（法第 31 条及び条例第 28 条において準用する場合を含む。）の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。

第 2 章 聴聞

第 1 節 主宰者の指名

（主宰者の指名）

第 3 条 法第 19 条第 1 項又は条例第 18 条第 1 項の規定による主宰者の指名は、管理者が、聴聞の通知のときまでに行うものとする。

2 主宰者は、聴聞を主宰することについて必要な知識を有すると認められる者のうちから指名しなければならない。

3 主宰者が法第 19 条第 2 項各号又は条例第 18 条第 2 項各号のいずれかに該当するに至ったときは、管理者は、速やかに、その者以外の者を主宰者に指名しなければならない。

第 2 節 代理人、参加人及び補佐人

（代理人の資格の証明）

第 4 条 法第 16 条第 3 項及び条例第 15 条第 3 項（法第 17 条第 3 項及び条例第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による代理人の資格の証明は、聴聞の件名、代理人の氏名及び住所並び

に当事者又は参加人が代理人に対して当事者又は参加人のために聴聞に関する一切の行為をすることを委任する旨を記載した書面を管理者に提出することにより行うものとする。

(参加人の許可等)

第5条 法第17条第1項及び条例第16条第1項の規定による許可の申請については、参加人になろうとする者は、聴聞の期日の4日前までに、聴聞の件名、その氏名及び住所並びに当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出することにより行うものとする。

2 主宰者は、法第17条第1項又は条例第16条第1項の規定により、関係人の参加を求めるときは、その旨を当該参加を求める関係人に書面により通知するものとする。

3 主宰者は、法第17条第1項又は条例第16条第1項の規定による参加の許可をしたときは、速やかに、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(補佐人の許可申請等)

第6条 法第20条第3項及び条例第19条第3項の規定による許可の申請については、当事者又は参加人は、聴聞の期日の4日前までに、聴聞の件名、補佐人としようとする者の氏名、住所及び当事者又は参加人との関係並びに補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出することにより行うものとする。

2 主宰者は、法第20条第3項又は条例第19条第3項の許可をしたときは、聴聞の期日の前日までに、その旨を当該許可の申請を行った当事者又は参加人に通知しなければならない。

3 補佐人の陳述は、当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら陳述したものとみなす。

4 法第22条第2項又は条例第21条第2項（法第25条後段及び条例第24条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であつて、既に受けた法第20条第3項又は条例第19条第3項の許可に係る事項につき補佐するものについては、新たにこれらの規定による許可を得ることを要しないものとする。

第3節 聴聞の進行

(聴聞の通知)

第7条 法第15条第1項又は条例第14条第1項の規定による通知は、同項に規定する聴聞の期日の7日前までに、聴聞通知書（第1号様式）により行うものとする。

(聴聞の期日の変更)

第8条 管理者が前条の通知をした場合において、当事者は、やむを得ない理由がある場合には、管理者に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。

2 管理者は、前項の申出又は職権により、聴聞の期日を変更することができる。

3 管理者は、前項の規定により聴聞の期日を変更したときは、速やかに、その旨を（聴聞期日・弁明日時）変更通知書（第2号様式）により、当事者及び参加人（当該変更をしたときまでに法第17条第1項若しくは条例第16条第1項の求めを受諾し、又はこれらの規定による許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

(文書等の閲覧の手続)

第9条 法第18条第1項及び条例第17条第1項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は当該不利益処分がされた場合に自己の利益が害されることとなる参加人（以下この条において「当事者等」という。）は、聴聞の件名、当該当事者等の氏名及び住所並びに閲覧を求めようとする資料の標目を

記載した書面を管理者に提出することにより行うものとする。ただし、法第 18 条第 2 項及び条例第 17 条第 2 項の閲覧の求めについては、口頭によれば足りる。

- 2 管理者は、法第 18 条第 1 項若しくは第 2 項又は条例第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の閲覧をさせるときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該閲覧を求めた当事者等に通知しなければならない。この場合において、管理者は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述に必要な準備を妨げることがないよう配慮するものとする。
- 3 法第 18 条第 2 項又は条例第 17 条第 2 項の閲覧の求めが当事者等からあった場合において、管理者が当該求めのあった聴聞の期日における審理において閲覧させることができないとき（法第 18 条第 1 項後段又は条例第 17 条第 1 項後段の規定に基づき拒否する場合を除く。）は、主宰者は、法第 22 条第 1 項又は条例第 21 条第 1 項の規定に基づき、当該閲覧の日時以降の日時を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

（審理の公開）

第 10 条 管理者は、法第 20 条第 6 項又は条例第 19 条第 6 項の規定により聴聞の期日における審理の公開を相当と認めたときは、聴聞の期日及び場所を告示するものとする。この場合において、当事者及び参加人（当該公表をしたときまでに法第 17 条第 1 項若しくは条例第 16 条第 1 項の求めを受諾し、又はこれらの規定による許可を受けている者に限る。）に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

（陳述の制限及び秩序維持）

- 第 11 条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該聴聞の事案の範囲を超えて陳述するとき、その他議事を整理するためやむを得ないと認めるときは、その者に対し、陳述を制限することができる。
- 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の審理の秩序を維持するため、聴聞の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適当な措置をとることができる。
 - 3 主宰者は、前条に規定する公開による審理を行う場合に、会場内の整理のため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。

（陳述書の提出の方法）

第 12 条 法第 21 条第 1 項及び条例第 20 条第 1 項の規定による陳述書の提出は、聴聞の件名、提出する者の氏名及び住所並びに当該聴聞に係る不利益処分の原因となる事実その他当該聴聞の事案の内容についての意見を記載した書面により行うものとする。

第 4 節 聴聞調書等

（聴聞調書）

第 13 条 法第 24 条第 1 項及び条例第 23 条第 1 項に定める調書（以下「聴聞調書」という。）には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第 4 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

- (1) 聴聞の件名
- (2) 聴聞の期日及び場所
- (3) 主宰者の職名及び氏名
- (4) 聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人並びにこれらの者の代理人及び補佐人（以下この条において「当事者等」という。）の氏名及び住所
- (5) 聴聞の期日に出頭しなかった当事者等の氏名及び住所並びに当該当事者等のうち当事者及びその代理人については出頭しなかったことについての正当な理由の有無

- (6) 当該聴聞の期日における審理で説明を行った組合の職員の職名及び氏名
- (7) 説明を行った組合の職員の説明の趣旨
- (8) 当事者等の陳述（法第 21 条第 1 項又は条例第 20 条第 1 項の規定により提出された陳述書における意見の陳述を含む。）の要旨
- (9) 証拠書類等が提出されたときは、その標目
- (10) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

2 聴聞調書には、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付してその一部とすることができる。

（報告書）

第 14 条 法第 24 条第 3 項又は条例第 23 条第 3 項の報告書（以下単に「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

- (1) 聴聞の件名
- (2) 不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の主張
- (3) 前号の主張に理由があるかどうかについての主宰者の意見
- (4) 前号の意見の理由

（聴聞調書及び報告書の閲覧の手続）

第 15 条 法第 24 条第 4 項及び条例第 23 条第 4 項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は参加人は、その氏名、住所及び閲覧をしようとする聴聞調書又は報告書の件名を記載した書面を、聴聞の終結前にあっては聴聞の主宰者に、聴聞の終結後にあっては管理者に提出することにより行うものとする。

2 主宰者又は管理者は、法第 24 条第 4 項又は条例第 23 条第 4 項の規定による閲覧をさせるときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該閲覧を求めた当事者又は参加人に通知しなければならない。

第 3 章 弁明の機会の付与

（弁明の機会の付与の通知）

第 16 条 法第 30 条又は条例第 27 条の規定による通知は、これらの規定に規定する提出期限の 7 日前までに、弁明通知書（第 3 号様式）により行うものとする。

（口頭による弁明の聴取）

第 17 条 弁明を口頭であることを認めたときは、管理者の指名する職員は、弁明を録取しなければならない。

（弁明調書）

第 18 条 前条の規定により弁明を録取する者（以下「弁明録取者」という。）は、当事者が口頭による弁明をしたときは、次に掲げる事項を記載した調書（以下「弁明調書」という。）を作成し、これに記名押印しなければならない。

- (1) 弁明の件名
- (2) 弁明の日時及び場所
- (3) 弁明録取者の職名及び氏名
- (4) 弁明の日時に出席した弁明者及びその代理人の氏名及び住所
- (5) 当事者及びその代理人の弁明の要旨
- (6) 証拠書類等が提出されたときは、その標目

(7) 前各号に掲げるもののほか参考となるべき事項

2 第13条第2項の規定は、弁明調書について準用する。

(弁明調書の提出)

第19条 弁明録取者は、口頭による弁明の終結後速やかに、弁明調書を管理者に提出しなければならない。

(弁明書の不提出等)

第20条 管理者は、法第30条又は条例第27条の提出期限までに法第29条第1項若しくは条例第26条第1項の弁明書が提出されない場合、又は法第30条若しくは条例第27条の弁明の日時に当事者又はその代理人が出頭しない場合には、改めて弁明の機会の付与を行うことを要しない。

(準用規定)

第21条 第4条及び第12条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第4条中「法第16条第3項及び条例第15条第3項（法第17条第3項及び条例第16条第3項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第31条及び条例第28条において準用する法第16条第3項及び条例第15条第3項」と、第12条中「法第21条第1項及び条例第20条第1項の規定による陳述書」とあるのは「法第29条第1項及び条例第26条第1項の規定による弁明書」と読み替えるものとする。

2 第8条の規定は、口頭による弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同条第1項中「聴聞の期日」とあるのは、「弁明の日時」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

聴聞通知書

(住所又は営業所)

(氏名又は団体名)

様

伊勢広域環境組合

管理者

印

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る行政手続法第13条第1項第1号又は伊勢広域環境組合行政手続条例第12条第1項第1号の規定による聴聞を下記のとおり行いますので、通知します。

記

1 聴聞の件名	
2 予定される不利益処分の内容	
3 根拠となる法令等の条項	
4 不利益処分の原因となる事実	
5 聴聞の日時	
6 聴聞の場所	
7 聴聞の主宰者	職 氏名 連絡先
8 担当課	

- 注1 あなたは、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、証拠書類又は証拠物を提出することができます。また、聴聞の期日の出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することもできます。
- あなたは、聴聞が終結するまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
 - あなたは、聴聞に当たり出頭できない場合は、代理人を出頭させることができます。この場合は、聴聞の件名、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に聴聞に関する一切の手続を委任する旨を記載した委任状を伊勢広域環境組合管理者に提出してください。代理人は、委任状がないと出頭できません。
 - 代理人がその資格を失ったときは、管理者に必ず書面でその旨を知らせてください。
 - 聴聞の期日に補佐人とともに出頭しようとするときは、聴聞期日の4日前までに聴聞の件名、補佐人の住所、氏名、あなたとの関係及び補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出し、許可を受けてください。
 - あなた又は代理人が病気その他やむを得ない理由により聴聞の期日に出頭できない場合は、主宰者に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができます。正当な理由なく出席しなかったときは、聴聞を行ったものとみなされます。
 - あなた又は代理人が聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書をお持ちください。

(聴聞期日・弁明日時) 変更通知書

(住所又は営業所)

(氏名又は団体名)

様

伊勢広域環境組合

管理者

印

年 月 日付けで通知しました聴聞の期日・弁明の日時について、下記のとおり変更することとしましたので、通知します。

記

1 聴聞・弁明の件名	
2 変更前の日時	
3 変更後の日時	
4 期日変更の理由	
5 担当課 (連絡先)	
6 備考	

弁明通知書

(住所又は営業所)

(氏名又は団体名)

様

伊勢広域環境組合

管理者

印

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る行政手続法第13条第1項第2号又は伊勢広域環境組合行政手続条例第12条第1項第2号の規定による弁明を行うことができますので通知します。

記

1 弁明の件名	
2 予定される不利益処分の内容	
3 根拠となる法令等の条項	
4 不利益処分の原因となる事実	
5 弁明書の提出期限	
6 弁明書の提出先	
7 備考	

注1 弁明書には、あなたの氏名、住所、弁明の件名及び弁明に係る事案について意見を記載してください。

2 弁明するときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。

3 あなたは、口頭で行う弁明の場合は、代理人を出席させることができます。この場合は、弁明の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に弁明に関する一切の手続を委任する旨を記載した委任状を伊勢広域環境組合管理者に提出してください。代理人は、委任状がないと出頭できません。

4 口頭で行う弁明の場合、あなた又は代理人が病気その他やむを得ない理由により弁明の期日に出頭できない場合は、管理者に対し、弁明の期日の変更を申し出ることができます。

5 あなた又は代理人が弁明の期日に出頭する場合には、この通知書をお持ちください。

<サンプル>

委 任 状

年 月 日

(あて先)(行政庁)

住 所
氏 名



私は、次の者を代理人と定め、聴聞(弁明)に関する一切の行為を委任します。

聴 聞 (弁 明) の 件 名	
氏 名	
住 所	